

2023年3月10日

受益者の皆様へ

株式会社お金のデザイン

「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）」
「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」
約款変更のお知らせ

拝啓

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております以下2ファンドについて、下記のとおり約款変更を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要です。

また、本件変更後、当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

1. 対象ファンド

「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）」
「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」

2. 変更内容・変更理由

【集中投資制限条項の追記】

法令および一般社団法人投資信託協会規則で必要とされる条項の記載漏れが判明したため、法令適合性の観点から追記することといたしました。

（※詳細については添付新旧対照表をご確認ください。）

3. 変更日

2023年6月13日

敬具

<本件に関するお問い合わせ>

株式会社お金のデザイン

電話：03-6629-7090<受付時間>営業日の9:30~17:00

新旧対照表

①お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）

(新)	(旧)
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

②お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）

(新)	(旧)
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

<p>それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えるこ ととなった場合には、同規則に従い当該比 率以内となるよう調整を行うこととしま す。</p>	
---	--

以上